

令和4年度
社会福祉法人 大洲育成園
事業計画書

障がい者支援施設
大洲市立大洲学園
第1部・第2部

1. 事業内容

(1) 第一種社会福祉事業

障がい者支援施設 大洲市立大洲学園第1部 施設入所支援 定員 40人

障がい者支援施設 大洲市立大洲学園第2部 施設入所支援 定員 30人

(2) 第二種社会福祉事業

障害福祉サービス事業 生活介護

2. 支援目標

1) サービス提供…

利用者の意思決定及び人格を尊重するとともに、各委員会を設置してサービスの質の向上を図りながら、利用者の満足度向上を目指し、重度化などに対応する適切な施設障害福祉サービスの提供に努めます。

2) 個別支援計画…

利用者の希望する快適な生活に向け、有する能力を維持しつつ、心身の状況にあった介助、健康面の支援等、日常生活全般の支援計画に基づき、適切に個別支援を提供します。

利用者の課題を把握し、必要に応じ個別支援の見直しを行います。身体拘束については、人格尊重の観点から、ゼロを目指します。

3) 地域との連携…

地域や家族との結び付きを重視し、市町、他の障害福祉サービス事業者及び関係機関との連携に努めます。

4) 住環境整備…

快適な生活環境をできるだけ保持しながら、設備改善を進めます。

大洲学園全面改築の委員会設立。協議・先進地視察等を実施して計画します。

3. 施設障害福祉サービス

(1) 大洲市立大洲学園：施設入所支援

第1部 定員 40人

第2部 定員 30人

サービス提供日 毎日 利用時間 午後5時から翌午前8時30分まで

(2) 生活介護

第1部 定員 40人

第2部 定員 30人

サービス提供日 毎日 利用時間 午前8時30分から午後5時まで

4. 行事

月	施設行事	福祉関係機関行事	地域行事
4	お花見		城山桜まつり
5		【愛媛県】 えひめパラスポ記録会 (陸上,卓球,フライングディスク) 【南施】 ソフトボール大会 【県福】 福祉のつどいソフトボール大会	富士山つつじ祭り ゴミゼロ運動
6	家族交流会※	【愛媛県】 えひめパラスポ記録会 (ボウリング、ポッチャ)	
7	夜市・盆踊り大会		大洲市一斉清掃 水天宮花火大会
8	※大洲育成園夏祭り		川まつり花火大会 えひめYOSAKOIまつり
9	レク：いもたき		お月見
10	親子遠足※	【大洲市】 障がい者スポーツの集い 【南予福祉施設会】 福祉まつり	
11	レク：バーベキュー	ゆうあいスポーツ四国愛媛大会 福祉と健康づくり市民のつどい	大洲まつり 紅葉まつり
12	クリスマス演芸会 年末大掃除 レク：忘年会 ※大洲育成園 イルミネーション	大洲喜多法人会ケーキ贈呈	
1	元旦・初詣		生産品販売(十日えびす)
2	節分・豆まき		
3	ひな祭り		

注) 実施日については、委員会などで協議し、施設長決裁を以て確定します。

5. 週間表（施設入所支援、生活介護）

時間/曜日	月曜日 ~ 金曜日、土～日曜日							種別
7:00	起床・洗面人員及び健康確認・寝具整理※早食者は、7:10 から開始							施設入所支援
7:45	朝食の配膳準備							
8:00	朝食 投薬準備、投薬 ・夜勤職員より事務引継(各フロア)8:30							生
9:00 ～ 9:30								
10:00 ～ 11:30	日中活動		ミュージック・ケア (水曜日実施)		日中活動			活
11:50	昼食の配膳準備 ※早食者は、11:20 から開始							介 護
12:00	昼食 投薬準備、投薬 食堂清掃							
13:00								
13:00 ～ 16:00	入浴準備 入浴	園内清掃 日中活動	入浴準備 入浴	園内清掃 日中活動	入浴準備 入浴	日中活動	日中活動	施設入所支援
		クラブ 活動		クラブ 活動		クラブ 活動	クラブ 活動	
	居室清掃、衣類の整理等							
16:00	余暇支援							施設入所支援
17:00	夕食の配膳準備							
17:45	夕食 投薬準備、投薬 ※早食者は、16:30 から開始 食堂清掃							
19:00	入浴 (シャワー)	無	入浴 (シャワー)	無	入浴 (シャワー)	無	無	施設入所支援
22:00	自由時間 ティータイム 就床準備 就寝 夜間巡回（男性～19:30/21:30/4:00、女性～0:00/2:00）							

生活介護

1. 日中活動サービスの概要

入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は軽作業の機会提供その他の身体機能又は生活能力向上のための訓練・援助を行います。

2. 活動内容

活動内容によって班編成、または複数班で集まり、利用者の状況に応じて支援します。

日常生活支援	<p>食事： 個々の事情に応じた食事形態、食器等を確認し、必要に応じて食事介助・支援を行います。また、誤嚥や詰込み過ぎがないよう側で見守ります。</p> <p>歯磨き： 歯磨きの確認後、仕上げ磨きを行ないます。</p> <p>着脱衣： 季節に応じた、また、普段の日常生活において清潔な衣類が着用出来るよう支援します。汚れた場合はすぐに着替え洗濯を実施します。</p> <p>整容： 個別活動にて地域での散髪を支援します。また、園内での業者散髪も毎月実施します。</p> <p>排泄： 排便状況が良好でない利用者には、記録を行います。状況に応じて通院や緩下剤投与等を行います。</p>
入浴	月水金で実施します。なお、機会付与につき、シャワー支援を火木土と実施します。静養者や入浴拒否者等へは清拭を実施します。
機能訓練	<p>歩行運動を日課に取り入れ、ミュージック・ケア等を実施して、運動機能の現状維持・低下予防に取り組みます。</p> <p>⇒主に『ひまわり班』が実施。</p>
清掃 環境整備	<p>居室清掃・衣類整理・グラウンドの草引き等を行います。また感染症予防やインフルエンザ予防など清潔で衛生的な環境づくりをします。</p> <p>⇒主に『ひまわり班』が実施。</p>
軽作業	<p>クラッカー作業の実施</p> <p>⇒主に『がいな班』が実施。</p>
洗濯	衣類（毎日）・寝具（定期及び汚れに応じて適宜）など洗濯等を行います。洗濯できる利用者への支援を行います。
創作活動	壁面飾り・イベント用飾り物作成・折り紙・絵画・調理実習等
レクリエーション クラブ活動	<p>・ゲーム・遠足・会食 等</p> <p>・カラオケ・音楽鑑賞・ビデオ観賞・eスポーツ（※愛媛県事業） 等</p>
社会体験	園外活動（旅行含む）・地域資源の利用・地域行事の参加等
その他	<p>① 「利用者会議」の開催を支援します。利用者の意見を職員会や委員会等で協議をし、結果を利用者へ報告します。</p> <p>② 郵便物や預り金（年金など）・利用料支払いなど説明し、保護者や後見人等へ連絡します。</p>

※レクリエーションや歩行訓練は、利用者の要望が反映された個別支援計画に取り入れて実施します。

※個別園外活動は、利用者とは活動内容を相談し計画して実施します。

※「週案」(活動計画)を事前に作成して、利用者へ周知します。

3. 日課

時間帯	内 容
8:30～10:00	生活支援 (洗面・歯磨き・バイタル測定・健康管理・整容・居室や担当場所の掃除 など)
10:00～11:30	活動内容伝達(人員確認・活動予定周知) グループ活動・お茶タイム 日中活動の実施(軽作業及び機能訓練の実施 等)
11:30～11:45	うがい・手洗い
11:45～13:15	昼食・投薬・歯磨き
13:15～13:30	歯磨き
14:00～17:00	手洗い・うがい・お茶タイム・グループ活動 入浴(男女)支援、または、日中活動の実施(軽作業及び機能訓練の実施 等) 生活支援(洗濯・洗濯物整理・居室整理・シーツ交換 等)

4. 日中活動編成表

I 生産活動班

名称：「がいな班」

目的：①軽作業の機会提供、②就労事業所移行を目指す。③社会資源の活用

編成：利用者 16 名、職員 7 名

II 機能訓練班

名称：「ひまわり班」

目的：①手工芸製品の制作活動、②機能訓練

編成：利用者 8 名、職員 3 名

目的：①環境整備(草引き・草刈など)、②機能訓練

編成：利用者 13 名

職員 4 名

目的：①機能訓練、体力の維持・増進、②レクリエーション活動

編成：利用者 25 名

職員 11 名

5. 個別支援計画について

個別支援計画は、サービス管理責任者が事業所を利用する利用者等(利用者及びその保護者等)の意向、利用者等の適性、障がいの特性等を踏まえ、提供するサービスの適切な支援内容等について検討して作成します。

(1) サービス管理責任者 各部 1 名ずつ配置

(2) 作成プロセス

①アセスメント(面談) ⇒ ②計画案を作成 ⇒ ③「支援担当者会議※」開催⇒
④計画案の修正・完成 ⇒ ⑤利用者に説明。 ⇒ ⑥モニタリング(見直し)
同意を得た上で交付

※「支援担当者会議」は、利用者はもちろんのこと、担当生活支援員・栄養士・看護師等との会議。記録要。

【資料】

○令和4年度 ミュージックケア ～だれでも、どこでも、いつでも楽しめる音楽療法～

1. 加賀谷式集団音楽療法とは、
「音楽の特性の一部を利用して、その人がその人らしく生きるための援助をすることであり、子供の場合は、その子供が持っている力を最大限に発揮させ、発達の援助を行う事である。」
2. ねらい
「音楽の特性を生かして、対象者の心身に快い刺激を与え、対人的な質を向上させ、情緒の快復や安定を図る。更に、運動感覚や知的機能の改善を促し、対象者の心身と生活に好ましい変化を与える。」
3. 取組み方法
 - (1)日 時 毎週水曜日 10時から約1時間
 - (2)場 所 集会室
 - (3)参加者 希望される利用者と職員
 - (4)指導員 二宮富喜子 他
 - (5)方 法 オリジナルメソッド及びクラシック曲・ポピュラー曲などを組み合わせて、静と動のバランスを考慮しながら約1時間のプログラムを組み立てて行う。その中で、身体を動かしたり、楽器を鳴らしたり、静かに音楽を聞いたりして、より深く音楽を体験する。
 - (6)留意点
 - ・利用者の参加は、本人の自由な意思によるもので、誘いかけはするが、決して強制しない。
 - ・音楽の楽しみ方は、人それぞれであることを認め、無理やりさせるのではなく、したくないという気持ちを大切に、利用者自らがしたくなるのを待つ。
 - ・身体表情表現によって、利用者の体調や精神状態を観察しながら、利用者に応じたプログラムを立てていく。
 - ・やさしい言葉かけ、やさしい笑顔を心がけ、「してあげる」ではなく、「させて頂く」という気持ちで、一回一回のセッションを大事にする。
 - ・曲の始まり、曲の終わりを大切に、曲の終わりには、終わったことを確認する間を取り、その後時間的空間を共有できたことを喜び合う拍手をする。
 - ・集団で行うことにより、集団の力を利用して、音楽によって生まれた情動を伝搬させたり、その中でも個人とのコミュニケーションを大切にする。
 - ・楽器を扱う場面では鳴らすところよりも止めるところを大切に、自己コントロールを養う。(音楽が自然に止めさせてくれる。)
 - ・一曲一曲で成功感、達成感を味わわせ、またやってみたい、やってみようという気持ちを育てる。
 - ・参加する職員は、自ら楽しむと共に、利用者と共に楽しみたいという気持ちで自分も心地よい音楽の一部となるよう努める。
 - ・職員と利用者は、ケアする者とケアされる者の関係ではなく、お互いがケアされあう関係である、ということの基本として取り組む。

栄 養 管 理

作成 管理栄養士 山田実貴子

1. 管理方針（給食・栄養）について

当法人の基本理念の基に「生きる楽しみ」の食事を提供することで、利用者の笑顔と健康をサポートするため、2大管理『給食管理』と『栄養管理』を実施するために管理栄養士を配置します。

1) 給食管理

利用者の生命の維持と生活、活動の意欲を支えるための重要な役割を持ち栄養上はもちろんのこと味覚ならびに量的にも満足できるものを提供できるよう最善の努力をします。そして食品の衛生管理には最大の注意を払い、事故のないよう努めます。また食品そのものが見た目にも出来るだけ家庭における食事と同様に美しく盛り付け配膳されるよう工夫し、食育の要素を取り入れた行事食を充実させます。

2) 栄養管理

年齢・性別・身体状況から算出された食事摂取基準を満たす献立になるよう給食業者と協力し作成し、利用者の生活習慣病等の予防・改善にも考慮します。（嚥下機能も含む）また栄養士・管理栄養士は社会情勢を鑑みて積極的に研修に参加し個人としてのスキルアップを図り情報をいち早くキャッチして方針の標準化を試みます。

2. 給食事業について

	給食管理	詳細
項 目	<p>◎移り変わる四季の変化や社会情勢を敏感に感じとり食事に反映させる事で、安全で美味しい食事を提供していく。</p> <p>◎年齢・性別・身体状況から算出された食事摂取基準を満たす献立になるよう給食業者と協力し、利用者の生活習慣病等の予防・改善に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に不足しがちなたんぱく質を肉・魚・卵・乳製品などをバランスよく用いる事で、必要なたんぱく質を十分に摂取して頂けるようにする。 (65g/日以上) ・塩分の数値 (8g/日以下) ・温かいものは温かく、冷たいものは冷たく食べられるように配慮する ・アレルギー、薬の兼ね合い、利用者様の嗜好により食べられない食品がある場合は、代替品を提供する。 ・祝祭日にちなんだ料理や、毎月の誕生祝い膳に季節の食材を多く取り入れ提供する。 ・敬老の日やクリスマス等にはイベント食を提供し、毎月1回バイキング食を行う。 (Q:イベント食とは) A:寿司やそば職人を招いて調理作業を実演して頂いた後、打ち立て・握りたてのそばや寿司を召し上がって頂く等。 ・6月～10月の間は生で食する物の提供はしない。 (別紙禁止食品) ・検食は、原則食事前に施設職員が行う。また、地域住民等実施することも考慮する。 ・月1回必ず検便を行う。 (業者名：スペック)
項	◎衛生管理	

目	◎緊急時対応(感染症対策・災害対策)	<ul style="list-style-type: none"> ・害虫駆除は、月1回業者に依頼する。 (業者名：愛媛環境管理) ・グリストラップ清掃 年4回(5月・8月・11月・2月)業者に依頼する。 (事務対応) ・調理師による定期清掃状況の監督 (委託業務へ申出) ・6ヶ月ごとの業務用冷凍空調機器とエアカーテン 2台(年1)の清掃を行い、記録を残す。(ワンナップ) ※食堂は別(ワンナップ) ・油落しは、年2回(ワンナップ) ・6ヶ月ごとにフィルター交換(ワンナップ) ・業務用冷蔵冷凍庫点検(ホシザキ) ・自然災害や感染症に備えて非常食を備蓄すると共に、緊急時対応マニュアルを作成し対応できるようにする。 ・感染症発生時はディスプレイ食器での食事提供を行い、感染症の拡大予防に努める。
	栄養管理	詳細
項目	<ul style="list-style-type: none"> ◎年齢・性別・身体状況から算出された食事摂取基準を算出・作成 ◎食が原因と考えられるQOLの低下等がある場合は、集団生活でありながらも個人に焦点を当て個別に相応しい対応をしていく。 ◎栄養ケアマネジメント加算 ◎KTチャートの活用 ◎療養食加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・6月 栄養報告書の提出 ・監査提出資料作成(嗜好調査等を含む) ・身体機能やご利用者の嗜好や要望を理解した上で食事の組み合わせや色彩を考え、栄養ケア計画の内容に沿った食事の内容や形態となるように検討・記録。(安全衛生研修会) ・疾患等による減塩 (6g/日以下) ・咀嚼・嚥下機能の低下したご利用者には、誤嚥のリスクの少ない形態を提供する。 ・低栄養ご利用者に関しては少量で高栄養の食事を提供する。また、ご家族・本人から希望がある場合は栄養補助食品の購入を行う。 ・医師より療養食の指示(食事箋)がある場合は、指示事項を厳守した特別考慮食を提供する。 ・ご利用者の身体的特性に合った食事を提供するため、厨房内でテストキッチン(研修)を行い、献立に取り入れる。 ・偏食の利用者には、調理上、栄養上の配慮をし、徐々に本来の食事に同化するよう促す。

	<p>◎積極的に栄養士の研修会に参加して情報を共有し、園の給食等に反映させる。</p>	<p>栄養士会の所属 学会等の発表の考慮 地域住民等への給食・栄養に関する情報発信等。</p>
--	---	---

3. 栄養ケアマネジメントについて

- ① 栄養状態について利用者様ごとに解決すべき課題を把握する。
(身体拘束・食事調査・服薬・臨床診査・臨床検査)
- ② 栄養ケア計画を多職種連携によって作成し、施設サービス計画に反映する。
- ③ 経過の記録はシステムを使用し、リスクに応じた定期的な見直しをする。
- ④ 栄養状態を把握するため、毎月の体重測定を関係職員に報告する。
- ⑤ 3ヶ月毎に計画の見直しを行う。

4. 行事食について

※令和4年度については栄養士部会によって決定予定

月	行事食	行事名	地方行事
1月	正月 おせち	成人の日	
2月	節分の日 恵方巻き	バレンタイン	
3月	ひな祭り	鍋祭り	
4月	お花見		
5月	端午の節句	たけのこ祭り	
6月	アユの解禁日	トウモロコシフェア	炭酸づくり 赤しそ
7月	土用の丑の日 うなぎ	七夕	夜市(夏祭り)
8月	お盆 夏をのりきろう会	麺づくり うどん	
9月	中秋の名月 芋炊き		
10月	青空カフェ	ハロウィン	栗祭り
11月	BBQ	新そば祭り	大洲祭り
12月	クリスマス会	忘年会	

※これとは別に月1回誕生会を実施

※デリバリー食事については4か月に1回程度、その他企業とのコラボレーション行事(例 吉野家)

5. 機器購入について

ブラストチラー ステンレス引き戸 見積り 別紙参考

6. 管理栄養士のスキルアップについて

配食の配達時マナー及び「報・連・相」を強化し、食事サービス職員間の情報共有を記録し徹底する。

栄養士会に所属して研修会・学会等に積極的に参加することで、5年10年後を見据えた社会福祉法人に所属する管理栄養士としてプラスαの資格取得を目指して、最新の情報を入手しながら施設サービスに活かす(スキルアップイズムの継承)。

【参考】資料：『大洲学園の食事に関するマニュアル抜粋』より

保健医療サービス

1. 健康管理について

利用者の健康管理を実施するために看護師を配置します。生活支援員は、個別的に体力の維持を図り、健康で安心な生活ができるよう支援をします。また、医療機関での診察・処置が必要な場合には、速やかに通院をして健康管理に努めます。本人、保護者、支援係長やサービス管理責任者及び生活支援員からの個別の健康相談については、随時対応いたします。

2. 服薬管理について

薬については、事件・事故がないように施錠できる薬品庫にて医務室で看護師が管理します。

3. 感染症対策について

感染症等については、うがい・手洗い・マスクの使用・清掃（特に消毒液により手の触れる所の拭き掃除）・環境整備（室温・温度の管理、衣服・寝具の調整）・整理整頓・換気等に留意し感染予防の対策を行います。

また、発生した場合には安全衛生委員会を中心に感染症対策チームを結集して、早急な対応に努めます。

施設内に係る新型コロナウイルス感染症発症の場合は、保健所の指導のもと、感染拡大防止に努め、大洲市に報告して、法人間連携協定等を活用して、対応します。

4. 年間計画について

月	内 容
4	血液検査 1 回目、心電図検査 (4/15)
5	尿検査 (5/12、5/13、 予備日：5/30)
6	嘱託医による内科検診 1 回目 巡回歯科検診 (6/9)
7	精神科病院への定期検査 (てんかんの入所者のみ脳波検査・血液検査)
9	喜多医師会病院での定期検査 (血液検査・その他オプション検査)
11	予防接種 インフルエンザ
12	嘱託医による内科検診 2 回目

※精神科医による相談の実施は、月 1 回定期第 3 木曜日に開催します。

新型コロナワクチンの追加接種がある場合、適宜予防接種の案内に合わせて実施します。同意書は、年度開始時の同意書で実施します。

5. 健康経営について

「健康経営 2021」取得にかかる法人職員の健康については、最優先事項として積極的に活動します。また、大洲学園指定管理にかかる仕様書及び健康増進法に基づき、勤務中における職員の喫煙については、原則禁止とします。

○保健関係に係るガイドライン

項目	生活支援員	医務係（看護師を含）
健康管理	<p>1 血圧・体温・酵素濃度等の測定を実施。 2 記録を実施。 <u>※異常がある場合のみ、看護師への報告。</u> 3 日々の通院状況や投薬内容、健康診断結果については、保護者と情報共有を行う。</p>	<p>1 体調不調等が確認された場合、通院計画を作成。 2 入院が必要な場合、看護師及び支援係長、サービス管理責任者が協議の上、対応する。 3 協議事項については、次長兼主任指導員へ報告する。</p>
定期通院	<p>1 疾患等について把握して、経過や状況を「通院情報」へ必ずデータ入力。 2 手順書に基づき通院する。検査結果及び治療内容等や医師の指示事項、次回通院日をデータ入力。 3 精神科医への相談については、事前に看護師と相談する。</p>	<p>1 通院計画の作成。保険証の保管。 2 通院付添いする職員については、支援係長と看護師での協議。 3 利用者の疾患については、看護師が管理。 4 精神科相談を取りまとめた看護師は、支援係長へ書面を以て報告する。</p>
緊急通院	<p>1 緊急通院の判断は、支援員から主任指導員へ報告して指示を仰ぐ。 2 指示を受けた支援員は、救急搬送の手配をする。 【※夜間時】 ・夜勤体制職員において協議して、直ちに緊急搬送を実施する。手配後に次長兼主任指導員へ連絡する。</p>	
服薬管理	<p>1 投薬について複数人で行うこととして、事故を起こさない。 2 ダブルチェックを行い、投薬支援実施する。 3 薬の在庫確認は、看護師と行う。</p>	<p>1 施錠できる箇所での薬の管理をする。 2 服薬セットを準備する。</p>
検診・健診	<p>1 検診・健診結果は、保護者へ連絡する。 2 再検査等が必要な場合は、保護者等の意思確認をとる。</p>	<p>1 利用者の健診（血液検査・尿検査・心電図検査・内科検診・歯科検診・65歳以上の結核検診・平成病院検診）を企画立案する。 2 がん検診（希望者のみ）の企画立案をする。</p>
支援区分判定	<p>1 サービス管理責任者は、更新申請文書が市長より届いたとき、下記囑託医意見書作成の補足資料を作成し、通院付添いを行う。 ・平成病院受診者：清水秀明医師 ・神南診療所：清水英範医師</p>	<p>更新申請の通院計画を作成。</p>
その他	<p>1 看護師が持ち帰った請求書等の管理を行う。 2 医療費等支払については、月末締め翌月 10 日支払を実施。書記は、支払準備・支払いまで行う。</p>	<p>請求書等は、その都度所定の場所へ入れる。</p>

防災訓練等計画

各月実施の訓練日を定めて、大洲学園消防計画を作成して消防署へ届け出ます。全職員においては、これを周知します。

予定	場所	対象者	実施項目	内容・方法
4月	屋外	利用者 職員	昼間火災避難消火訓練	避難時間の短縮及び消火器等の取扱習熟 火災設備の確認
5月	屋内外	利用者 職員	夜間火災連絡訓練	非常災害時等職員電話連絡網の確認
6月	屋内 (2階)	利用者 職員	土砂災害避難訓練	「土砂災害防止月間」に併せた大雨 土砂災害時の垂直避難訓練
7月	屋外	利用者 職員	昼間火災避難消火訓練	避難時間の短縮及び消火器等の取扱習熟 非常食の取扱い（職員へ周知）
8月	広域 避難先	利用者 職員	原子力災害に係る避難訓練	原子力災害時を想定した施設外への移動 を主目的とする避難訓練 広域避難先 第1部：久谷 第2部：日野学園
9月	屋外	利用者 職員	昼間火災避難消火実技訓練	消防署の立会により避難方法等点検及び 消火器等の取扱訓練
10月	屋外	利用者 職員	昼間火災通報避難消火訓練	通報機器使用に係る確認訓練、 避難時間の短縮及び消火器等の取扱習熟
11月	屋外	利用者 職員	昼間火災避難消火訓練	避難時間の短縮及び消火器等の取扱習熟
12月	屋外	利用者 職員	地震対策避難訓練	「えひめ防災週間」に併せた地震避難訓練の 短縮及び消火器等の取扱習熟
1月	屋内 (集会室)	利用者 職員	救急救命講習	園内研修「心肺蘇生法・AED使用を含む救 命救急講習会」の開催
2月	屋外	利用者 職員	昼間火災通報避難消火訓練	通報機器使用に係る確認訓練、避難時間の短 縮及び消火器等の取扱習熟
3月	屋外	利用者 職員	夜間想定火災避難消火訓練	夜間職員による夜勤体制に係る避難訓練 及び職員招集訓練

- ・安全衛生研修会への企画立案、実施を行う。
- ・安全点検責任者の配置表や職員非常招集の作成。
- ・『法人間連携協定（4法人）』や『大洲市内社会福祉法人等災害時相互応援協定』に係る訓練や協議については、防火管理責任者が企画立案の上、参加する。
- ・新型コロナウイルス感染症発生に係る派遣職員・応援要請については、別途委員メンバー等の招集をかけることとする。

委員会活動の概要

委員会名	内容
サービス向上委員会	<p>利用者の快適な生活に伴う適切なサービス提供のため、利用者会議やフロア会議、職員会等から提案された「支援・設備・環境」等の検討及び改善を図ります。</p> <p>利用者の食事面・生活面等において検討を行い、利用者のより良い生活ができるよう改善を図ります。</p>
健康経営推進委員会	<p>利用者はもちろんのこと職員も同様に昨年同様に健康経営を実施します。健康経営を理解し、目標を設定してこれを実行します。検証を含めて委員会活動を行います。</p>
地域交流委員会	<p>地元の地域行事（ゴミゼロ運動、市内一斉清掃他）に積極的に参加します。また、地域の人々との交流を図るよう、恒例の7月の夜市・盆踊り大会等を実施します。</p>
安全衛生委員会	<p>施設における防災・防犯については安全衛生委員会が企画・立案し、安全・安心な環境整備、訓練を実施します。また、利用者の保健面及び栄養面などからアプローチし施設経営推進に係る研修や実践を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔・栄養士部会 〔・医務部会
広報委員会	<p>法人の広報に関すること。広報誌を発刊。法人ホームページに随時情報掲載します。</p>
虐待防止・身体拘束適正化委員会	<p>法人の定める虐待防止・身体拘束適正化指針に基づき、組織体制を整備します。委員会メンバーは、大洲育成園と協力体制を保ちながら、それぞれ役職の責務において運営・実践を行います。</p>
支援マニュアル検討委員会	<p>支援マニュアルの作成・製本に係る検討を行います。また、新規作成後は、その見直しをも行います。</p>
感染症対策委員会	<p>感染症発生、もしくは発生が考えられる時に開催し、拡大防止、予防対策の充実を図ります。また、コロナ対策を含めて備品の確保や研修を実施します。</p>
建設委員会	<p>大洲学園全面改築に向けた勉強会や先進地視察等を実施します。法人と契約のあった設計監理会社との打合せを行います。</p>

※職員内部研修（OJT）については、各委員会において企画立案、施設長決裁後に実施する。

年間研修計画

1. 目標

サービスの標準化となるマニュアル（手順書）を定期的に見直し、研修委員会を中心に知識、技術・技能、専門性、態度・意欲等の人材育成を図る研修を実施します。施設内研修会については、地域住民の福祉に対する理解を促進するために参加を呼びかけます。

2. 内容

(1) 施設内研修

開催時期	内 容	担当
随時	法令遵守、職員行動規範・基本理念等(新任職員)新人育成等	施設長・主任 人材育成委員会
随時	災害時避難、救助、通報、消火等総合訓練・防犯教育・各種点検等	安全衛生委員会
随時	記録の仕方・個別支援計画ケア・自立支援・ICT活用等	サービス管理責任者
随時	健康経営に関すること	健康経営推進委員会
6月・3月	障がい者等の人権擁護・虐待防止・身体拘束適正化に関すること	虐待防止・身体拘束適正化委員会
7月	介護技術の向上、利用者の生活支援に関すること	サービス向上委員会
9月	感染症予防・対策、応急処置・救護に関すること	安全衛生委員会
11月	広報研修	広報委員会

日常業務を通して支援マニュアル等に関して上司・先輩による職場研修（OJT）を行います。

(2) 施設外研修

（職員会等で報告会を実施する他、報告書の回覧にて情報の共有を図ります。）

開催者	研修名
県社協	社会福祉法人の法令遵守、災害福祉支援研修会、福祉の職場中堅職員研修会、社会福祉法人セミナー、社会福祉法人経営青年部会研修会、成年後見制度利用促進セミナー、福祉就職セミナー、退職共済実務者研修・福利厚生センター担当者研修会等
県福祉協会	総会・施設長会、職員研修会、防災委員会等
県法人経営協	福利厚生企画・情報委員会、全国及び県経営青年会研修会、中国四国地区社会福祉法人経営セミナー、中四国ブロック経営青年会定例勉強会、施設長等研修会、社会福祉法人セミナー等

県法人連合会	ひめボスセミナー企業交流会、メンター・メンティー合同発表会
愛媛県関係	指定障害福祉サービス事業所等に対する集団指導、栄養士会総会・研修会、宇和特別支援学校高等部進路学習会、働き方改革関連法説明会等
南予福祉施設会	理事会・施設長会、福祉まつり実行委員会、青年部運営委員会、職員合同説明会、企画委員会
法人間連携協定	職員交流研修会・総合防災訓練
その他	四国地区知的障害関係職員研修会、日中活動支援部会全国大会、障害者支援施設全国大会、災害時における法人間相互の対応に関する協定に係る交流研修会、相談支援事業所連絡会、自立支援協議会等

(3) 資格取得等、随時必要に応じて、予算の範囲で実施します。